
一般社団法人 不動産競売流通協会

第7回 2017年度 「競売不動産取扱主任者」試験 【合格者発表と受験者傾向などについて】

一般社団法人不動産競売流通協会（所在地：東京都港区芝大門2-10-1）代表理事：青山一広は【第7回2017年度「競売不動産取扱主任者」試験】の合格者と受験者概要を発表しました。

同試験は、2017年12月10日、今年度よりさいたま会場を追加し、全国12試験地（札幌市、仙台市、新潟市、金沢市、さいたま市、東京都、名古屋市、大阪府、広島市、高松市、福岡市、那覇市）において実施しました。

※合格者は協会HP <http://fkr.or.jp/exam/> で受験番号を発表

■受験申込者と受験者数

受験者数：2,201名（男性 85.6%・女性 14.4%）

合格率：40.4%

合格者数：890名

合格得点：32点

■合格者の年齢

最年少合格者：19才 最年長合格者：78才 平均年齢：46才

■試験の概要

2017年8月、日本不動産仲裁機構（法務大臣認証裁判外紛争解決機関）の調停人基礎資格として認定後、初となる今年度受験者は過去最高の2,201名、これまで全7回で延べ約1万5千人が受験しています。

現在の競売市場は「一番公平で透明な不動産のセカンドマーケット」として熟成しつつあります。競売出品数こそ年々減少傾向にありますが、毎年受験者が増加している背景には、国（裁判所）が窓口となり、誰もが競売市場に参加できることから、少しでも不動産を安く入手したいという一般消費者の興味は非常に高くなっています。

その反面、競売不動産は、不動産取引でありながら「宅建業法」の範疇外であるため、不動産従事者でさえも実務に携わる機会がなく、正しい知識を得て、業務として取り入れるには躊躇せざるを得ないのが現状であり、不動産従事者はビジネスチャンスを逃し、一般消費者は問合せ窓口がない状況です。

現在、競売に対する日々の問合せが増えている一方、債務超過で悩む債務者からの相談も増え、「競売不動産を相談できるプロ」が必要とされています。資格取得者は、業務に役立つ実

務的な知識とスキルの習得、自己のスキルアップ、競売だけでなく任意売却のツールとしても活用できる等、資格を切り札として業務に生かしています。

同試験は不動産競売の取扱の根幹となる「民事執行法」を軸とした法律に基づいた試験であり、不動産従事者はもとより、民事執行法の専門家である弁護士や司法書士、不動産の経済価値に関する専門家である不動産鑑定士、債権回収・融資実行を担当する金融従事者、地方公共団体の方、不動産業界・金融業界に就職を検討している学生などの受験も伸びてきており、合格者の内訳は次のとおりです。（不動産業従事者：51%、金融機関従事者：20%、士業：11%、その他：18%）

【一般社団法人不動産競売流通協会とは】

競売不動産を正しく広め、一般的に流通させる事を目的とし、競売サポート業者への教育活動、競売不動産のデータベース化及びプレスなどへの公表など行っています。

詳しくは、<http://fkr.or.jp/>。

■会社概要

商号：一般社団法人不動産競売流通協会

本店所在地：〒105-0012 東京都港区芝大門 2-10-1 第一大門ビル 7 階

大阪支部：〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田 1-3-1 大阪駅前第一ビル 5 階

設立日：2008年12月10日

代表者：代表理事 青山 一広（あおやまかずひろ）

URL：<http://fkr.or.jp/>

運営サイト：<http://981.jp/>

<本リリース及び当日取材に関するお問い合わせ先>

一般社団法人不動産競売流通協会

担当：細沼 裕子

Tel：03-5776-0981

Email：hosonuma@fkr.or.jp

以上